

京都市告示第 461 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 17 年 3 月 16 日

京都市長 梶 本 頼 兼

道路の種類            市 道  
 供用開始の期日        告示の日  
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
花園経 374 号線	右京区花園一条田町 9 番地の 13 地先から 同区花園土堂町 7 番地の 4 地先まで	旧	メートル 109.50	5.45 ～メートル 5.65
		新	109.50	5.46 ～ 6.63
花園緯 86 号線	右京区花園土堂町 8 番地の 36 地先から 同町 8 番地の 53 地先まで	旧	77.40	6.00 ～ 12.00
		新	76.80	6.00 ～ 12.00
花園緯 87 号線	右京区花園土堂町 8 番地の 50 地先から 同町 14 番地の 13 地先まで	旧	119.00	6.00 ～ 11.50
		新	119.00	6.00 ～ 12.00
花園緯 88 号線	右京区花園土堂町 8 番地の 56 地先から 同町 8 番地の 19 地先まで	旧	61.50	6.00 ～ 9.80
		新	61.50	6.00 ～ 9.80

松尾御陵自歩 2号線	西京区京都大学桂103番地の5地先から 同町3番地地先まで	旧	115.00	6.00
		新	115.00	6.00 ~ 6.01

(建設局道路部道路明示課)